

清涼飲料用罐容量檢定に関する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年十二月一日

板野勝次

参議院議長 松平恒雄殿

三

清涼飲料用壺容量檢定に關する質問主意書

一、清涼飲料用壺容量の檢定は各財務局毎にその容量を統一実施してゐるものの如くであるが、同一壺型の査定に於て各財務局の査定容量に差異が出來てゐる様に思うが、その理由如何。

二、壺容量檢定の場合、新壺使用者と古壺使用者との容量に差等が出來てゐるのが実情であるが、例へばサイダー二合壺の場合新壺使用者は一合九勺又は一合九勺五才(前者はキリン型の場合、後者はミツヤ型の場合)とせられ、同一壺型を古壺使用者の容量査定を二合に等一してゐる。これは明かに実情に即さないと思うので、古壺使用の場合も同一壺型内容量のもは新壺内容量と同一に取扱うべきである。当局の見解を明かにせられたい。

三、清涼飲料は容量に依つて清涼飲料税を課税されてゐるので同一壺型内容量のものにして各財務局又は各税務署に於て恣意的に容量が決定されれば課税の公平を欠く事になると思うが政府の見解如何。

四、清涼飲料第一種、第二種徵税の場合、税務署の恣意的査定に基き過重なる査定をしてゐた事が再査定

に依つて明かにされた場合政府は超過徴税分を拂戻さなければならぬと思ふが見解如何。

五、以上各項に対し正確なる答弁を求むると共に当局のとるべき措置にして通牒等を発せられる場合はその写を添附せられたい。

六、尙清涼飲料業者は概ね中、小以下の零細業者であるからその監督の場合に於て苛酷に亘らざる様懇切叮嚀でなければならぬのに弱い者いじめの感がある。出先税務官吏に対しこの様な態度をとらざる様注意を喚起せられたい。